

第2節 歴史・沿革

(1) 原始・古代

①旧石器時代～古墳時代

長崎県教育委員会が発行した「長崎県遺跡地図」によれば、下五島地域で旧石器時代の遺跡9、縄文時代の遺跡77、弥生時代の遺跡19、古墳時代の遺跡7が周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている。五島における遺跡の立地的特性として、海岸部に集中することがあげられる。特に縄文、弥生時代の遺跡はほとんどが海岸部か、かつて海岸であった場所に所在し、出土遺物は漁労生活に関わる遺物が大半を占め、稲作農耕社会となった弥生時代においても漁労の伝統が強く残り、新しい稲作社会への転換はあまり見られなかったものと思われる。これは、現在の五島地域で内陸部に集落が少なく、主要な集落が海岸部にあるのは古くから海に依存した生活が続いてきたためであろう。また、縄文時代の遺跡では、明確な集落遺構が検出されておらず、数世代にわたっての定住ではなく、よりよい生活環境を求めて移住を繰り返したものと思われる。

出土遺物から類推すると、全体として九州本土と同じような出土遺物組成を持ち、文化圏としては西北九州文化圏の範囲内である。しかし一方で、南九州系の土器も出土しており、九州本土部との広範域にわたる海を通じた交流がうかがえる。

遺跡の数は弥生時代後期から漸減し、古墳時代になると遺跡の数は激減する。古墳時代を特徴付ける遺跡・遺構である古墳（高塚式墳墓）も五島では、小値賀島に2基が確認されているに過ぎない。

②古代

五島列島が文献に登場するのは、「古事記」「肥前国風土記」に記述されたのが最初である。

古事記上巻の国生みの章には、大八島を生んだ後「・・次に知訶島ちかしまを生みき。亦の名を天之忍男という。・・」という記述があり、この知訶島が五島列島を指すとされている。なぜ知訶島と呼ばれるのかは、肥前国風土記の中で、景行天皇九州巡行の際、志式島（平戸）に立ち寄ったところ、西海を望むと海の彼方に煙が立ち上っているのを見て「この島は遠しといえども、なお近きが如く見ゆ。近島というべし」と言ったことに由来するという。

五島列島が歴史の表舞台に登場するのは、遣唐使派遣時代になってからである。当初、遣唐使船の航路は九州北部を発し、壱岐、対馬へと渡り、朝鮮半島沿いに寄港しながら大陸へ渡る北路がとられていたが、朝鮮半島を巡る国際情勢が悪化したため、九州北部から五島列島へ渡り、島伝いに寄港しながら一気に大陸へと渡る南路がとられるようになった。肥前国風土記にも、「…西に船の泊まるあゐこたところが2カ所あって、一つを相子田とまりの停といい二十艘余りの船を泊めることができ、一つは川原の浦といい十艘余りの船を泊めることができる。遣唐使はこの港から出発して、川原の浦の西にある美弥良久の埼を経て西を指して海を渡る。…」と記述されており、このうち相子田の泊が現在の新上五島町青方（相河）、川原の浦が

五島市岐宿町の白石湾(川原郷)、美弥良久の埼が五島市三井楽町の柏崎に比定されている。

遣唐使船の寄港地となり、五島列島は日本と大陸との交易・往来の中継基地として利用されることになる。9世紀には頻繁に貿易船が寄港するようになり、承和9年(842)には、唐の商人李処人が博多から唐へ向かう途中、値嘉嶋奈留浦(奈留島)に寄港し、老朽化した船を廃棄し、島の楠を切り出し僅か3ヶ月という期間で新船を完成させ、僅か6日間で唐へと渡っている。このことはすなわち、五島という地域において、貿易船の建造体制が整い、それに見合う技術者、労働者などの造船スタッフの充実、また、新造船(貿易船)のための資材の供給源もある程度島内で確保されていたことが容易に想定されるものである。この造船に従事した人々が、唐人船大工を頂点として日唐の工人、人夫、水夫などを含む国際色豊かな集団であったことは容易に想像され、唐人等の外国人や日本本土からの流入者とともに一種の開放的・国際的な居留地や業界を形成していたことも想像されることである。

また、「日本三代実録」には、貞観18年(876)大宰権師在原行平の建議により、肥前国松浦郡庇羅(平戸)、値嘉(五島)の二郷をあわせて上近、下近の二郡とし、値嘉嶋を設置。肥前国から分離・独立させることを認めたことが記されている。この場合の嶋とは、壱岐嶋、対馬嶋と同じく国に準ずる行政体を意味する。値嘉嶋を設置した理由は、この地域は特産物を多く産出するが、あまりにも広大であるため官吏の目が行き届かず、在地の郡司らが私的な搾取を行っているため、厳しく取り締まる必要があること。また、大陸や朝鮮半島に近く、交易航路の要所であり、貞観11年(869)には新羅の海賊が九州沿岸に襲来した際この地を経由していることから、国防を充実させなければならないこと。さらには、交易の際立ち寄る唐の商人達が、勝手に地元の特産物などを安価で手に入れ多大な利益を得ていると指摘、このことからこの地の支配を徹底すべきと論じている。

しかしながら、値嘉嶋の設置については承認されたもののその後編纂された延喜式には、値嘉嶋や上近・下近の郡名は見えない。設置はされたものの、それほど長続きせず、やがて旧態に復されたものと思われる。

同時期の中央から見た五島に対する認識を示すものとして、貞観儀式(875)大饗の祭文があげられる。大饗の祭文とは、平安時代における疫鬼を宮中及び日本国内から追い払う追饗の儀式で読み上げられた呪文(祝詞)である。そこには疫鬼を都及び日本の千里の外に追放するのに、日本境界の四方「東方の陸奥、西方の遠値嘉、南方の土佐、北方の佐渡」より遠いところにせよとなっている。このことはつまり、当時の日本(少なくとも都)では日本の西の果てが遠値嘉(五島)であると考えられていたことを物語るものである。

10世紀代については、歴史上空白の時期で、文献あるいは遺跡の出土遺物からもあまり知られていない。この時期、周辺諸国の情勢は激動の時代を迎えており、中国では唐が滅亡し、五代十国を経て宋が建国され、朝鮮半島では新羅が滅亡し、高麗が建国される。一方日本においては、律令体制が崩壊し、各地で荘園が形成されていき、地方豪族が台頭してくる頃である。長崎においても各地に寄進地系の荘園が成立し、五島地域は宇野御厨の一部に組み込まれている。

10世紀中葉の都においては、天皇親政による政治が執り行われ、遣唐使が廃止に伴う大陸文化の流入が止んだため、それらを昇華するかたちで国風文化が華開いていた。特に文学では、古今和歌集などの勅撰和歌集、源氏物語に代表される物語、土佐日記、枕草子などの日記・随筆が書かれ、国風文化の一翼を担った。その中で、代表的な日記文学である「蜻蛉日記」（作者は右大将藤原道綱の母）に五島に関することが以下のように書かれている。

「この亡くなりぬる人のあらはに見ゆるところなんある。さて近く寄れば消え失せぬなり。遠うては見ゆるなり。」

「いずれの国とや。」

「みみらくの島となむいふける。」

などと仏僧たちが語るのを聞いた道綱の母が、亡き母を偲んで、

ありとだに よそにても見む名にし負はば

われに聞かせよ みみらくのしま

と嘆き悲しむと、兄がそれを聞いて泣きながら、

いずことか 音にのみ聞くみみらくの

島がくれにし人をたづねむ

と返歌した。

また時代は下るが、大治3年（1128）頃に編まれた源俊頼の家集「散木奇歌集」には、

みみらくの わが日のもとの島ならば

けふも御影にあはましものを

と書かれており、この「みみらく」という場所が、五島福江島の三井楽地区を指すものと考えられる。この和歌から読み取れる五島（三井楽）のイメージとして異国か日本の地か曖昧な場所であり、日本の西の果て＝異国との境界上にある島と認識されつつも、当時広まりつつあった浄土教の西方浄土思想と相まり、死者に会える島とイメージされるようになったと思われる。

いずれにしても、当時の都にいる貴族にとって五島は上記のような日本最果ての地、異国との境界上に浮かぶおぼろげな島「国境をまたぐ島」としてイメージされており、そこには国防あるいは交易上の重要な地としての値嘉嶋（五島）という認識はもはや感じられない。遣唐使廃止から僅かの際に、五島に対してのイメージが大きく変容したことが伺い知れる。

11世紀代になると、出土遺物の中に貿易陶磁器が検出されるようになる。この時期は、日宋間による私貿易が活発化していく時期であり、平氏政権が成立すると平清盛により正式な国家間の貿易として確立され、隆盛を迎える。この交易航路のルート上に五島地域が位置しており、交易船の寄港地として利用されたことは想像に難くない。その物証となるのが各地の遺跡から出土する同時期の貿易陶磁器である。

ここで、五島市内の代表的な遺跡である大浜遺跡の出土遺物から、五島の古代における歴史の変遷を辿ってみたいと思う。大浜遺跡は、五島市の福江島南部に位置し、時代的には縄

文後期～平安後期までの複合遺跡であり、それまで空白とされてきた古代における下五島地域の歴史を垣間見ることができる重要な遺跡でもある。

大浜遺跡の出土遺物における初現は縄文後期に属するものであり、出土した石器・骨角器から西北九州型漁撈文化を特徴付けるもので、島嶼部の縄文後期文化を代表するものとして捉えられよう。

縄文晩期以後、気候変動に伴い数mの砂が堆積し、大浜遺跡一帯は砂丘となり、海岸線も後退したことが確認されている。このような縄文晩期～弥生前期にかけて形成された砂丘は福江島各地でも確認されており、その砂丘上に貝塚、墓地などが営まれたことがいくつかの遺跡の調査から判明している（白浜貝塚等）。

砂丘が形成されたことに伴い、次の弥生時代には砂丘上に配石墓をつくるなど大規模な墓地が形成されていった。この時期の特徴的な遺物として、牛の歯の出土があげられる。当時の日本の地誌を記した「魏志倭人伝」には日本には牛馬なしと記述されていることから、歴史的整合性を巡って話題となった。

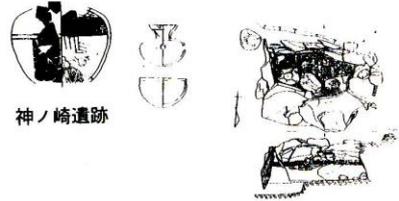
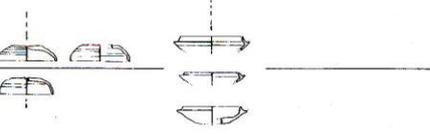
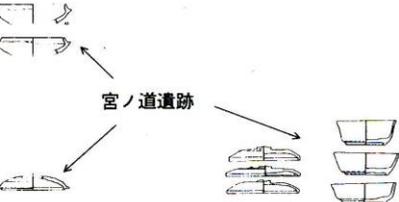
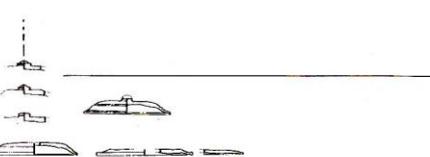
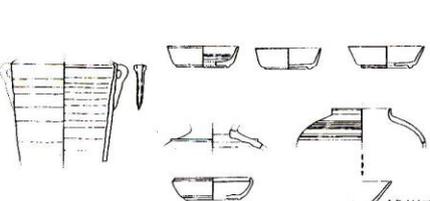
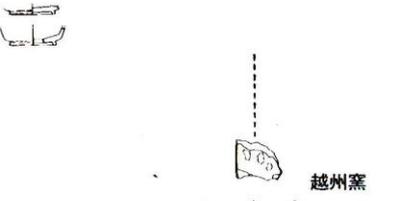
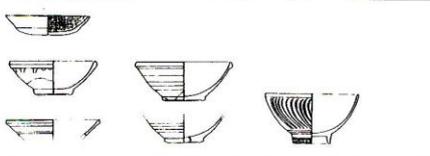
古墳時代に関連する出土遺物は他時期の出土遺物の量と比較すると僅かである。このことは五島全体の遺跡にも言えることであり、前述したように五島では古墳時代にはいと遺跡の数が激減する。大浜遺跡では僅かに3世紀後半～4世紀初頭に属する土器が出土しているが、中でも注目されるのが山陰系の鼓形器台の出土である。鼓形器台が祭祀的な性格を内包する特殊な土器であるだけに、在地の有力豪族、あるいは大和政権と強い繋がりを持った西北九州の勢力による祭祀が行われたことが示唆されている。

古墳時代終末期以降、6世紀後半～7世紀後半にかけての時期に入ってくるとにわかに出土遺物量（特に須恵器）が増加する。この時期は遣唐使派遣の初期の頃にあたり、遣唐使船の航路からは外れるものの中央集権体制の枠組みの中に組み入れられたことが想定される。この時期の特徴的な遺物としては新羅系の印花文陶器があげられ、当時の朝鮮半島との交流を示すものとして注目される。また、自然遺物ではシカ、イノシシなどの在地に生息していた動物遺存体とともにウマ、ウシの遺存体が多量に出土している。このことは、大浜遺跡の近隣地に牧が経営されていた可能性を示すものであり、大浜遺跡が牧の管理施設としての機能を持った場所であることが考えられる。

8世紀～9世紀の時期に入ると、遺物の量が増加する。質的にも畿内産緑釉陶器や墨書土器が出土するなど、官衙あるいは寺社等の存在が想定される。この時期は、律令国家の出現と遣唐使船が五島列島を経由する南路を取ることで、五島列島の存在がますます重要になってきた時期である。五島も律令国家体制の中に組み込まれ、肥前国松浦郡五郷のうち値嘉として編成されている。この後、値嘉郷は庇羅郷と併合し、値嘉嶋という律令国に準じる行政体になったことは前述したとおりである。大浜遺跡から出土した畿内産緑釉陶器や墨書土器などは、中央や大宰府との結びつきが非常に強くなった状況を示すものである。

10世紀代については、文献上に五島が登場しなくなるのと同じく、大浜遺跡からも出

大浜遺跡出土遺物編年表（福田編1998）

		大 浜 遺 跡	五 島 の 遺 跡
I 期	4c		
	5c		
II 期	6c		 <p>神ノ崎遺跡</p>
	7c		 <p>宮ノ道遺跡</p>
III 期	8c		
	9c		
IV 期	10c	 <p>越州窯</p>	 <p>越州窯</p> <p>一本木遺跡</p>
	11c		
V 期	12c		

土遺物が皆無に近い状態になる。

11世紀～12世紀代に入ると貿易陶磁器を主体とする遺物が出土する。この時期は博多を中心とした日宋貿易が広く行われ、西北九州各地で貿易陶磁器が爆発的に出土する時期である。大浜遺跡でも中国産の白磁碗を主体に高麗青磁など初期貿易陶磁器が多く出土している。このことは、律令体制の枠から脱却した在地土豪への勢力転換を示すものと考えられる。

以上、大浜遺跡の出土遺物から想定される古代から中世直前に至る五島の歴史を組み立ててみた。しかしながら、これ以降文献上から五島に関する記述は皆無となり、歴史上空白の時期となる。

(2) 中世～近世

①中世

中世という時代を武家政権による支配の開始と位置づけるなら、五島における中世は、文治3年(1186)に始まると言えよう。この年、宇久家盛が五島列島の最北端島である宇久島に上陸し、五島全域を支配下に治めた。宇久家盛の由来は諸説あるが、一説には、治承・寿永の乱(いわゆる源平の戦い)を逃れた平家盛(平清盛の実弟)が、宇久島に上陸、在地の豪族に請われ五島の在地領主となり、上陸した地に因み宇久家盛と改姓したという。また一説には、宇久家盛は、逆に源氏の系譜を引く豪族で、武田左兵衛尉有義の子武田次郎信弘であり、家紋が武田菱であることがそのことを物証するものであるという。

武田次郎信弘は、平戸黒髪山麓に居を構え、のちに宇久島に渡って宇久次郎家盛と称した。鎌倉幕府に忠誠を尽くした功により、肥前守に叙せられ、代々五島を領するようになり、宇久を称するようになったと伝えられている。

いずれにしろ、宇久家盛の出自はどうかであれ、この時期に五島において地方豪族(領主)による支配体制が確立しつつあったことが伺える。同時代の歴史史料、古文書からは五島における中世期前半の動きはうかがい知れないが、宇久家盛を始祖とする宇久氏(後に改姓し五島氏となる)により、支配下に組み込まれていったのであろう。

文献により、五島及び宇久氏の動きが登場してくるのは、8代目領主にあたる宇久覚が五島における支配体制をより強固なものとするため、弘和3年(1381)宇久島から五島列島最大の島である福江島に居を移したことに始まる。

当初は福江島の北部の岐宿に居を構えていたが、続く9代目の宇久勝の時、元中5年(1388)に福江に移る。福江の大津に辰ノ口城という居館を構え、五島各地の豪族と一揆契約(盟約に基づく政治的共同体)を結び、名実ともに五島の領主となっていく。また、宇久氏は平戸松浦氏を惣領とする松浦党(肥前松浦地方(平戸、五島など)を中心とした豪族の連合体)の一派となった。

この時期より、東シナ海周辺地域(主に朝鮮半島や中国沿岸)を中心に、倭寇が活発化するようになる。彼らは、ある時は私貿易を行い、交渉が決裂すると海賊行為に及び、いわば半商半海賊的な性格を帯びていた。そのような海賊行為に宇久氏を含む松浦党がどの程度まで

積極的に関与していたかは、今後の調査・研究に委ねるが、倭寇の構成は主に対馬、壱岐、松浦地方から九州～瀬戸内沿岸部を拠点とする水軍集団だと考えられている。この時期は鎌倉幕府が崩壊し、建武の新政を経て室町幕府が成立したものの南北朝の動乱が収まらず、中央政権の支配力が地方まで及んでいないような状態であった。また、朝鮮半島も高麗王朝の末期にあたり、中国大陸においても強大な勢力を誇った元も権力闘争、重商主義による地域経済の疲弊等により、政権末期の様相を見せ始めていた。そうした状況の中での倭寇活動は、両地域の政権に経済的な打撃を与え、王朝崩壊を決定的なものにした。

その後日本においては、南北朝の動乱（観応の擾乱）を経て、足利義満が3代将軍となると国内の反勢力は徐々に平定され、ついには南北朝合一を実現し、朝廷の分裂という異常事態を終結させた。たが、義満は日本国内での絶対的な地位を確立するため、前代の元王朝を打倒し東アジアの大国となった明との国交正常化を図り使者を送るなどして正式な国交を成立させた。同時に朝貢貿易を開始した。歴史的にいう勘合貿易の始まりである。この勘合貿易の開始（正式な日明国交樹立）により、東シナ海沿岸を荒らし回った倭寇も日本、高麗・李氏朝鮮、明の徹底的な取締りと管理貿易により、その活動は急速に終息していく。

一方五島では、宇久氏9代目領主の宇久勝の時代、応永20年（1413）五島各地に拠点を構えていた豪族により五箇条の規約を設けた「宇久浦中契約」が成立し、宇久勝が五島の党首に推された。このことにより宇久氏の五島統一がなった。

徹底した管理貿易である日明、日朝貿易が開始されると貿易船が五島に寄港するようになり、五島は遣唐使時代と同じく大陸との貿易上、重要な寄港地として認識されるようになった。幕府は、交易ルート of 安全保障を確保するために五島に居を構えていた豪族である宇久氏や奈留氏に遣明船の警護を命じている。3代将軍義満の死後、室町幕府の統治機構も再び混乱を来すようになり、幕府の目が地方に行き届かない状況に乗じて、宇久氏をはじめとした五島各地の豪族も（主に朝鮮半島との）独自の貿易を開始していく。李氏朝鮮の宰相であった申叔舟が日本国と琉球国について記述した歴史書「海東諸国紀」（1471年刊行）には、当時五島の豪族が李氏朝鮮との交易をしていたことが記されている。そこには、五島**玉浦**守源朝臣茂、五島**悼大島**太守源朝臣貞茂、五島太守源貞、五島**日島**太守藤原朝臣盛などが使を遣わしたと記述されている。これらの人物の官名に付された場所は、**玉浦**が福江島の玉之浦、**悼大島**が福江島の南沖合に浮かぶ無人島である板部島、**日島**が若松島の属島である日ノ島と比定されているが、これらの地域に外国との交易を行い得るような地方豪族がいたとは容易には想像できない。そこで最近議論されているのが「偽使」の存在である。偽使とは、いわゆる他人の名義を使用して李氏朝鮮との交易を行った偽の使者たちの総称である。この偽使の主な構成メンバーは対馬の領主であった宗氏と博多商人であったと推測されている。五島における上記の朝鮮通信使も、おそらく宗氏が五島領内の地名を使い、有りもしない官職を偽装して朝鮮王朝との通商を行ってきたものであろう。

もちろんその偽使も全てが五島内の在地豪族に無断で名義使用して通商を行っているわけではなく、当初は五島の豪族が直接通商を行っていたものが、次第に宗氏や博多商人に取

って代われ、あるいは直接通商は行わず名義貸しを行い間接通商を行ってきたことも想定される。

いずれにしろ、この時期、五島の豪族（主に領主の宇久氏）が直接・間接的に大陸・半島との取引に従事し、領地経営を図っていく上で、この取引が経済的に大いに潤いを与えていたことは容易に想像できる。

その後、東アジアから東南アジアにおいて、15世紀に入ると明が海禁政策（他国との貿易を厳しく制限するいわゆる鎖国政策）を行い、また日本の室町幕府との日明貿易（勘合貿易）が途絶した事などにより倭寇（後期倭寇）による私貿易、密貿易が活発になっていった。

そうした中、天文9年(1540)、明の商人であった王直（現在の安徽省黄山市の出身で、いわゆる新安商人、徽州商人である）が、通商を求めて五島に来航した。領主であった宇久盛定は、家臣の反乱を平定した直後で、財政的にも逼迫していたこともあり、喜んで通商を許可し、城下に居住地を与えた。これが今に残る唐人町の由来となっている。また付近には、王直ら中国人が船舶用水、飲料用水用として造ったとされる六角井（長崎県指定史跡）も残されている。

王直は平戸にも拠点を移し、自ら「五峯王直」と名乗り、日本との間で私貿易を開始していく。王直はまた、天文12年(1543)の鉄砲伝来にも深く関わった人物とされ、王直らの乗るジャンク船が種子島へ漂着、同乗していたポルトガル人が日本に鉄砲を伝えたこととされる。また、豊後国の戦国大名である大友宗麟とも接触をもったと考えられている。こうして王直ら中国の商人たちは、私貿易を通して巨万の富を築き上げ、東シナ海を舞台に、一大海上勢力として君臨するようになった。彼らは時に武力を背景に取引を行っていたため、半商半海賊的な存在で、倭寇（海賊）の一派と見なされるようになり、明の官憲から厳しい取締りを受けることになる。

王直はその後、本格的に倭寇の鎮圧を開始した明に捉えられ、1556年に処刑される。また、天正16年(1588年)には豊臣秀吉により海賊停止令が出され倭寇ら海賊集団の活動は一応の収束をむかえることになっていく。

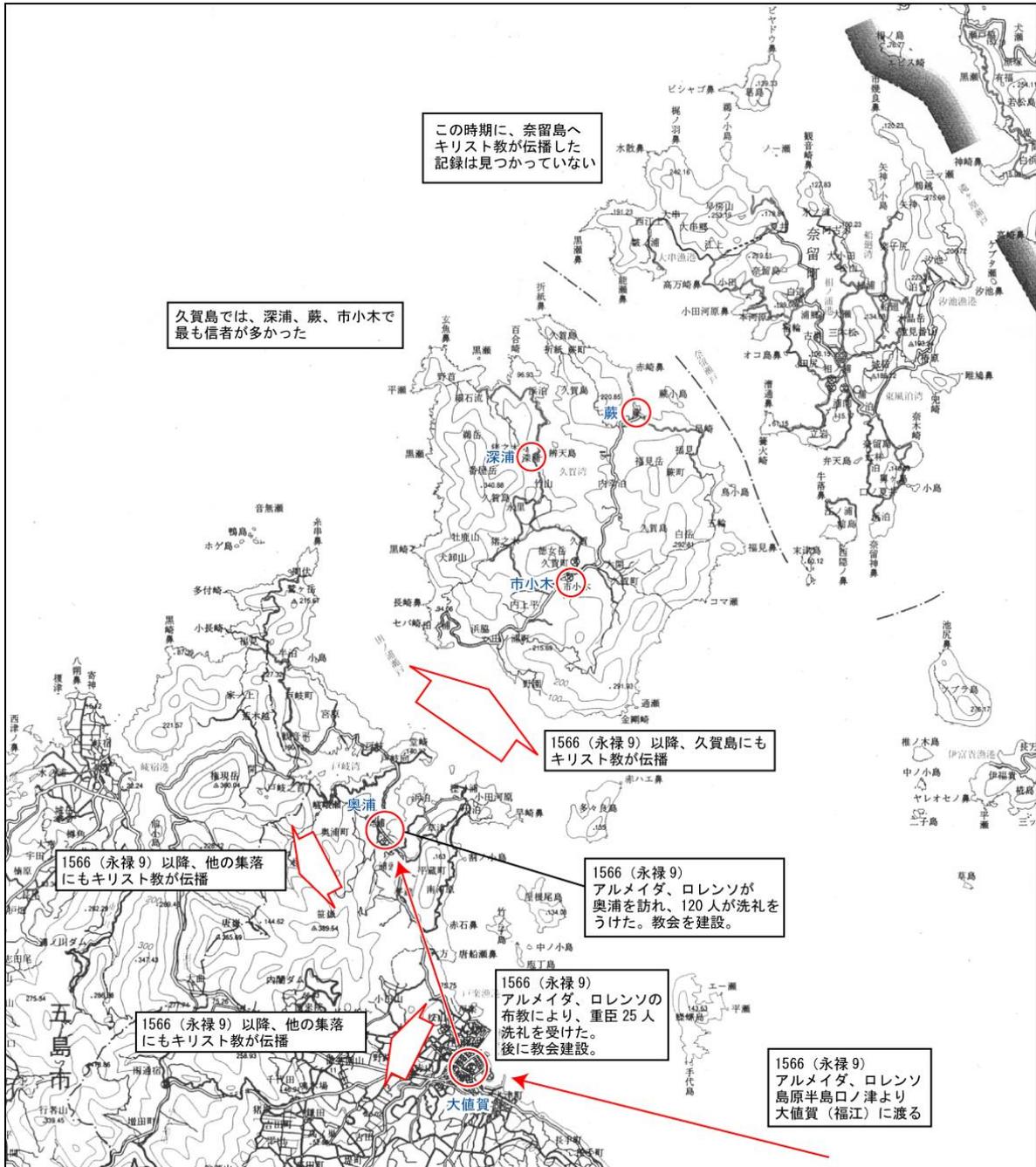
②中世末～近世

王直らが築き上げた海上ネットワークは、日本にそれまでになかった出会いを経験することになる。西洋諸国の接触であり、キリシタン文化との出会いである。

天文18年(1549)、イエズス会宣教師であったフランシスコ・ザビエルが日本での布教を目指し、鹿児島島の地に上陸したことに始まった出会いは、日本に新たな文化をもたらすことになる。

五島地方にキリスト教が伝わったのは永禄9年(1566)のことである。領主宇久純定は、ハンセン氏病に罹患していた子息の治療のため、横瀬浦にいたトーレス神父に医師の派遣を求めた。当時西洋医師としても名高かった宣教師ルイス・アルメイダが来島することになり、日本人宣教師ロレンソ了齋も同行してきた。

■キリシタン発展期におけるキリスト教の伝播



- 主な参考文献
- ・『福江市史 上巻』福江市、1995. 3. 31
 - ・平山徳一『五島史と民俗』平山匡彦、1989. 10. 1
 - ・片岡弥吉『長崎のキリシタン』聖母の騎士社、1989. 5. 31
 - ・浦川和二郎『五島キリシタン史』仙台司教出版部、1951. 12. 20
 - ・『浦頭小教区史 430年の歩み』浦頭カトリック教会、1994. 9. 15

城下での布教を許された後は、家臣や住民の間にも続々と洗礼を受けるものが出て、やがては教会が建設されるまでになった。そしてついには、純定の跡を継いだ宇久純堯が洗礼を受け、五島におけるキリシタン大名の誕生となった。

特に奥浦地区では、信者が増え教会も建設されるなど、五島におけるキリスト教文化の中心地となっていた。

(3) 近世

キリシタン大名であった 19 代領主宇久純堯が若くして世を去ると、甥の宇久純玄が領主の座を継いだ。この時宇久純堯の異母弟である玄雅との間で跡目相続の争いが起きている。純堯自身は熱心なキリシタンであったが、死去直前にはキリシタンへ反発する家臣団との対立が次第に強まっており、純堯の死去後は、洗礼を受けていたキリシタン擁護の玄雅一派とキリスト教弾圧に転じようとする純玄一派との争いとなった。結果的には玄雅一派が敗れ、長崎へ逃れ純玄が第 20 代の宇久家当主となった。純玄は、豊臣秀吉の禁教政策を遵守し、領内のキリシタンを厳しく取り締まることになり、この時期の五島領内におけるキリシタンは停滞の様相を見せるが、朝鮮出兵の参加していたこともあり、本格的な取締りは実施できなかった。純玄は、朝鮮出兵の陣中で没したため、五島家（朝鮮出兵の折、純玄は姓を五島に改めた）家中として復帰していた玄雅が第 21 代の五島家当主となった。玄雅は、江戸幕府による禁教令に反し、表向きには自身は棄教しながらも、宣教師を招き布教を許していたため、長崎と同様に禁教政策下においてもキリスト教信者は増え続け、慶長 11 年(1606)には領内の信者数は 2300 人を超えたといわれている。

しかし、次代を継いだ五島盛利は、継承直後に勃発したお家騒動や居城の江川城焼失という難題を乗り越え城下の統一を図るため、江戸幕府のキリスト教禁教政策に呼応し、一転して厳しい迫害・弾圧を推し進めることとなった。ために、領内からキリシタンは衰微していき、ついには壊滅状態に陥ったといわれている。

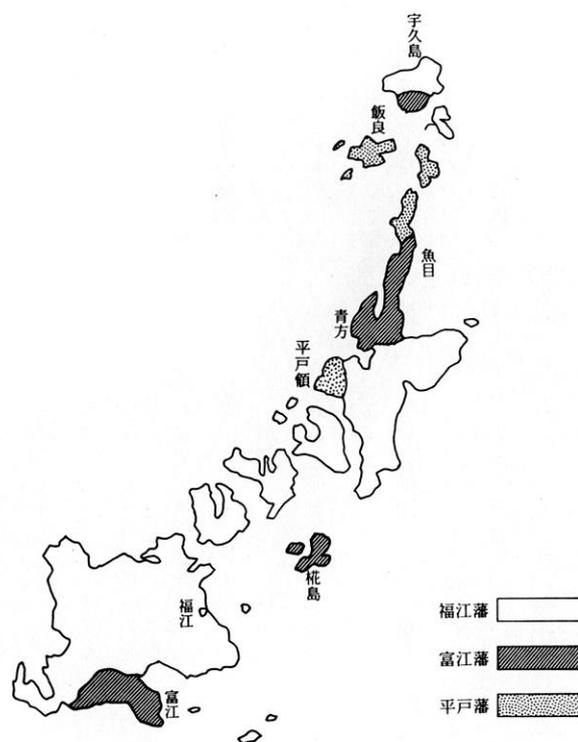
盛利はまた、領主権確立のために五島各地に居住していた在郷家臣団を福江城下に集住させる「福江直り」を強行した。ここに五島において本格的な「まちづくり(都市計画)」が始まっていくことになる。

盛利は、福江城下のまちづくりの手始めとして慶長 19 年(1614)に焼失した江川城に代わる居城の築城を計画する。結局藩の財政状況から本格的な城郭を築城するにはならず、陣屋敷を建築するにとどまった。この陣屋敷を建築するに際しては、海に面した場所、石田の浜に建設し「石田陣屋」と呼ばれるようになった。石田陣屋は、本格的な城郭のそれと比して簡易な石積みに囲まれた陣屋敷であった。石田陣屋の構築と並行して、それまで五島各地に領地を持ち島々に在住していた有力家臣団を石田陣屋の周辺地に強制的に移住させる「福江直り」を断行した。これは、五島における中央集権体制の確立を目指したものであり、近世に入り幕藩体制が確立していく過程で、五島家自体も封建的領地経営を実施していく上で、有力家臣団を直接支配下に置くことは必然的であったといえよう。

藩士 177 家の「福江直り」は寛永 11 年（1634）に完了し、その後、足輕階級の家臣を三分して、一番（弓）、二番（鉄砲）、三番（長柄）の 3 町を新設し、城下町の周辺に配置した。

こうして藩主自らにより開始された「福江直り」は、五島における本格的な都市計画の端緒となり、福江城下の城下町が形成されていった。

24 代当主盛勝の治世、それまで幼い藩主の後見役として藩の重職にあった五島盛清（前藩主の弟）は、寛文元年（1661）後見役を辞し、五島藩 76 ヲ村のうち 20 ヲ村、石高 3000 石をもって富江に分知、徳川將軍家の旗本となった。そのため、五島列島の知行地は五島藩と旗本富江領及び平戸藩領が複雑に入り組む知行地となった。



『五島列島における各藩の領地』（出典：「五島市と民俗」に加筆）

特に中通島では、富江領の魚目と五島藩領の有川との間で捕鯨に絡む領地境争いが頻繁に起きていた。捕鯨は当時の藩財政を支える重要な産業であったので、五島藩、富江側とも慎重な姿勢を取っていたが、業を煮やした有川の漁民が直接江戸に向かい、幕府の裁定を仰ぐという状態になった。

五島における近世期の歴史的的特性としては、移住があげられる。

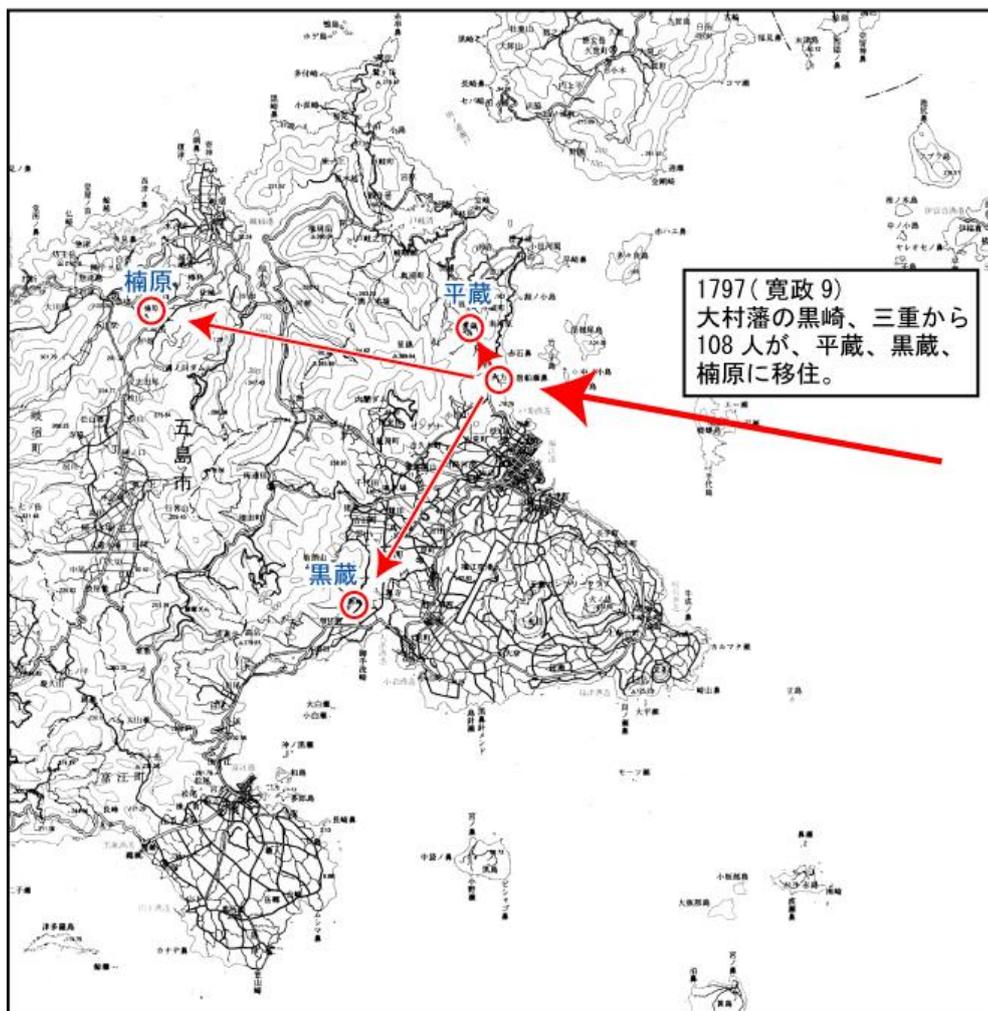
五島近海は古くから好漁場としても知られ、特に捕鯨は「鯨 1 頭捕れれば、七浦潤う」といわれ、藩財政にも大きく貢献してきた。五島各地に鯨組が生まれたが、乱獲により資源が枯渇し、幕末には解散していった。それでも明治以後、島外資本による捕鯨会社が捕鯨基地

を有していたが、終戦後まもなく撤退していった。

またキビナゴ漁は、江戸期の文献にも登場するほど古く、特に田ノ浦瀬戸に面した久賀島の田ノ浦湾や福江島北部の戸岐湾などで盛んであった。これらの漁を行う漁民集団は、主に瀬戸内地方や関西方面(主に泉州や紀州)からより良い漁場を求めて移り住んでいった。また、その後も五島各地で移住を繰り返していったと言われている。

江戸期においての大規模な移住で特筆されるべきことは、寛政9年(1797)の大村藩領外海地方からの移住である。その頃の五島藩では、相次ぐ飢饉と主要産業であった捕鯨の不振が重なり、藩の財政は逼迫していた。そこで、幕府の寛政の改革として行われていた帰農令(商業重視から農工業重視への政策転換)に呼応するかたちで、五島藩領への移住民を募り、田畑を開墾させ石高を増やそうと計画した。一方、大村藩においては、増えすぎた人口を抑

■寛政9年(1797)における外海地方からの移住先



- 主な参考文献
- ・『福江市史 上巻』福江市、1995. 3. 31
 - ・平山徳一『五島史と民俗』平山匡彦、1989. 10. 1
 - ・片岡弥吉『長崎のキリシタン』聖母の騎士社、1989. 5. 31
 - ・浦川和三郎『五島キリシタン史』仙台司教出版部、1951. 12. 20

制する人口統制政策を執っており、両藩の思惑は合致し、五島藩は大村藩領からの開拓民を移住させる働きかけをし、寛政9年（1797）、外海地方から108名が五島へ移住した。そのほとんどが潜伏キリシタンであったといわれている。彼らは、六方（むかた）の浜に上陸した後、平蔵、黒蔵、楠原などに土地を与えられ、移住していった。移住した場所は山間の湿地帯であり、水田耕作には適さない場所だったが、開墾すれば水田耕作が可能な場所でもあった。移住した人たちに土地が与えられたことを知ると外海地方からの移住者が続々と増え、その数は3000名以上にも上ったといわれている。

当時、外海地方で下記のような唄が流行ったという。

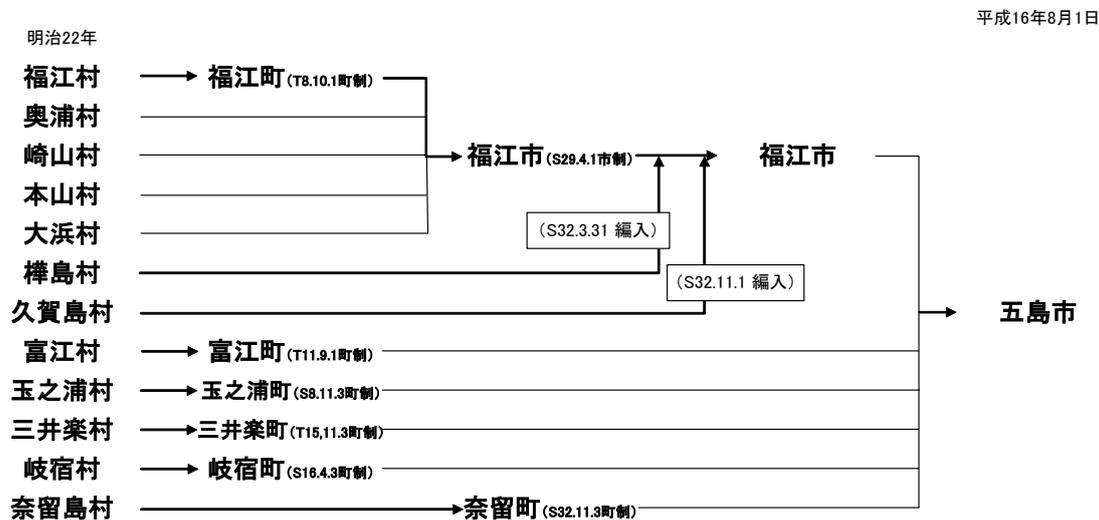
五島へ 五島へ 皆行きたがる
五島はやさしや土地までも

五島に移住した彼らは、山間部の僻地や陸路での往来が困難で人里離れた入江などに移り住み、キリシタン弾圧の手が及ばないところで信仰の火を灯し続けていった。

（4）近代～現代

昭和32年（1957年）11月1日に福江市に合併された昭和の市町村大合併以前は、島全体が久賀島村という独立した地方自治体であり、現在でも島内の4つの町内会地区（田ノ浦、久賀、猪ノ木、蔵）は久賀島村当時の行政単位（郷）を引き継ぐ体系で現存している。

五島市の市町村行政区画の変遷



(4) 久賀島の歴史・沿革

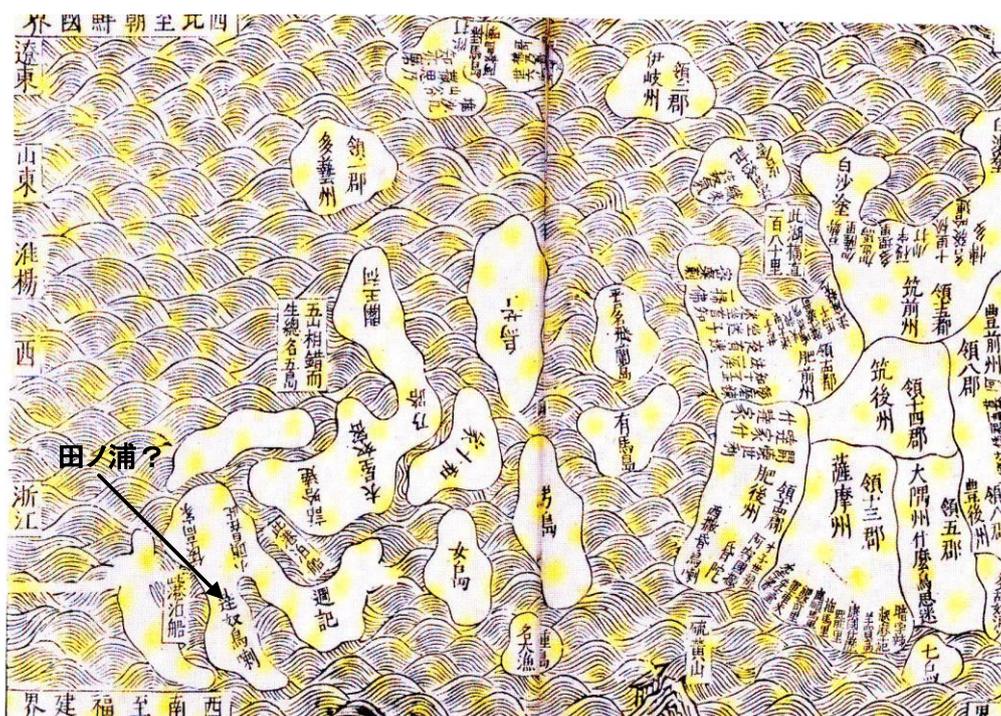
①先史・古代の久賀島

長崎県遺跡地図によると、久賀島には3箇所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、そのいずれもが海岸近くの低湿地に小規模の広がりを見せる縄文時代の散布地である。

久賀(島)が歴史の登場するのは遣唐使船が寄港したといわれている「田ノ浦」が最初である。霊亀2年(716)第八次遣唐使の乗船が唐に向かう途上、逆風にあつて田ノ浦に漂着、また延暦23年(804)には空海の乗船した遣唐使船が肥前国松浦郡田ノ浦を出航したとある。

この田ノ浦については上五島の青方・相河、久賀の田ノ浦、平戸の田ノ浦と諸説があるが、古くから「田ノ浦」の地名が知られていたことは確かなようである。

永禄5年(1562)鄭若曾(ていじゃくそう)が倭寇対策のために著した『籌海(ちゅうかい)図編』に倭寇の根拠地として五島の地図が描かれており、「達奴鳥喇」という地名が出てくるが、この「達奴鳥喇」が田ノ浦と推定されている。



『籌海図編』(九州大学文学部図書室蔵)

②烽火と番屋岳

久賀島の西半島中央に位置する番屋岳(標高340m)は肥前国風土記にある「値嘉の烽三所」の1カ所とされ、烽火台が設けられ火を盛んに焚いたことから火盛島→火栄島→久賀島と名付けられたという説もある。五島の北西域を見張るには絶好の場所であり、江戸時代の弘化2年(1845)には異国船監視のため頂上に番所が設けられた。

③キリシタン史

永禄9年（1566）第18代領主宇久純定の要請に応じたルイス・デ・アルメイダが日本人修道士ロレンソ了齋を伴って来島し、五島各地へキリスト教の布教を始めた。久賀島においても布教され、多くの信者がいたという。中でも深浦、蕨、市小木は島内でも最も信者が多い所であったが、慶長年間からの徹底した禁教政策により、信者の数は壊滅状態になった。

その頃久賀島には、久賀殿という島主がいたが熱心なキリスト教信者で、五島家当主から再三にわたって棄教を勧められたがこれを断り、結局五島市に攻め滅ぼされたといわれている。久賀殿は田ノ浦に居を構えていたらしく、今なお残る「殿墓」や「殿屋敷跡」は、この久賀殿に関連するものであろうと伝わっている。

このようにして五島からはキリシタンの姿は消え去ったが、18世紀末～19世紀初頭にかけて大村領外海地方よりいわゆる潜伏キリシタンの移住が始まり、久賀島へは大野、細石流、大開、幸泊、久賀、蕨（五輪）、田ノ浦、上ノ平、永里などに移住している。

当初は移住者に対し五島藩のキリシタン取締りも寛大で黙認の形であったとされるが、移住者の増加と目を見張るほどの信仰の復活、加えて幕府からの圧力もあって次第に取締りが厳しくなっていった。

江戸幕府崩壊後も明治新政府はキリシタン禁制の政策を引継ぎ、明治元年9月には久賀島から五島の迫害・弾圧が始まった。

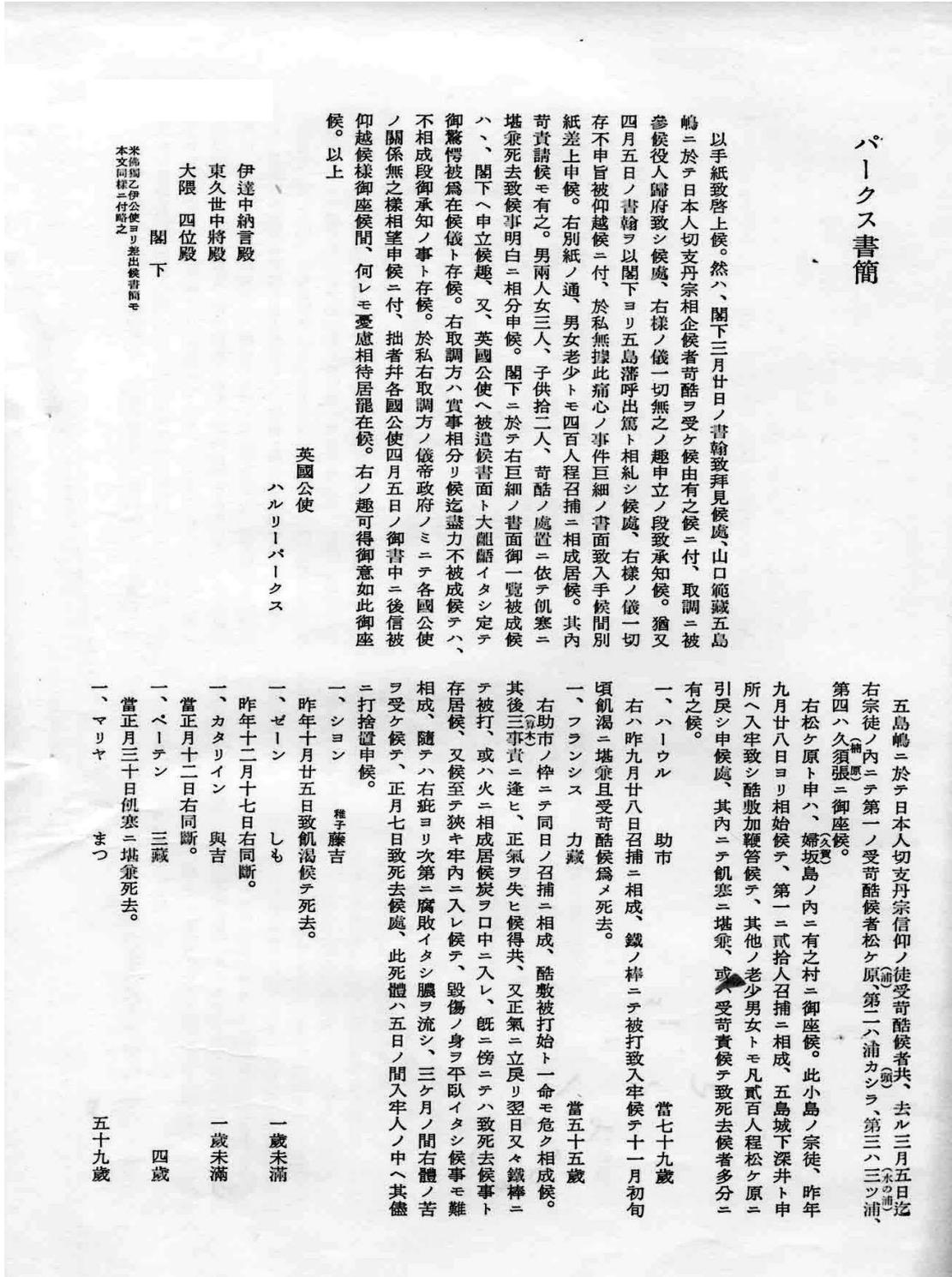
久賀島の迫害までの経緯について述べると、慶応4年9月頃、久賀島から細石流の作次郎、勝五郎、又助（吉）上平の惣五郎、馬川の助蔵、利惣吉、銀蔵、上平の音五郎、亀蔵、よし以上10名が頭ヶ島に要理研究に行き、大浦天主堂にて受洗した。その後、パウロ久米蔵、ロレンソ長八、ロレンソ栄八、善太等は、大浦天主堂に参詣し、聖体拝領の秘跡によって勇気が湧き、宣教師より守札など所持してならないと教えられ、久賀島に帰ると80戸分のキリシタンが所持していた守札を1ヶ所に集めて焼き、キリシタン宗門だけをたてるとの願書を参三郎が書き、上平の小頭の要助が、これから神社への出し物（米や金銭）は一切断わる旨を庄屋の江頭忠八を通じて、久賀代官日高藤一に差し出した（田中 1965）。

明治元（1868）年、代官日高藤一によってキリシタン農民約200名が逮捕され、そのうち22人が福江に送られ、彼らは三尾野の庄屋宅で10日以上も青竹打ちなどの拷問を受けた。久賀島でも少人数が見せしめのために海中での水責め、そして火責め、また算木責めなどを受けた。福江に送られた22人も、その後、久賀島の松ヶ浦大開猿浦に設けられた牢（現・牢屋の窄殉教記念聖堂の横の広場）に送られ、わずか6坪の土間に200人ほどが収容された。3日もすると高齢者や子どもは脚、腰が腫れてつぎつぎと倒れた。このような状態が8ヵ月も続き、牢内の死者は39人にも達した。牢内で死んでも屍骸を葬ることさえ許されず、5昼夜もそのまま放置され、身動きできない状態のなかで大勢に踏みつぶされたという。収容者が全員帰宅したのは、2年後のことである。

キリシタン信仰だけの理由で、このような非道を敢えてしたことに対し、フランス公使ウートレーが政府に抗議したが、要領を得ない回答を得ていた。明治2年11月29日、イギリ

ス公使パークスは、自ら五島に乗りこんで実状を調査、パークスの抗議により、ようやく拷問が中止され、久賀島猿浦の囚人たちも中心人物を除いて、出牢を許された。

以下のパークス書簡（片岡 1972）は明治2年（1869）4月7日外国官知事伊達宗城、同副知事東久世通禧、同事務局判事大隈重信に宛てたものである。



昨九月召捕ニ相成一命モ危キ程被打候テ、當二月六日死去。

、エリザベツト よも 四十二歳

前同様被打候テ、當二月二日右疵ニテ死去。

、パーウル 力松 二歳

當二月十二日飢渴ニ堪兼死去。

一、マテリイン のよ 二十一歳

當三月廿日飢渴ニ堪兼死去。

一、テークウ もよ 四歳

當三月同日同斷。

一、トウマス 仲次郎 四歳

右同斷。

一、マリヤ さんりよ 四歳

右同斷。

一、シークヤ 藤一 四歳

右同斷。

一、トミニカ ふみ 十一歳

右同斷。

一トミニツイ 半助 六歳

右同斷。

一、外子供壹人 名前不知

右同斷。

浦カシラニ於テ、昨十一月三日五十九人入牢、其後女房或ハ子供迄同
様入牢致シ候。是ハ當二月初旬頃ニ有之候事ニ候。三ツ浦又ハ婦レ島切
支丹宗徒ノ同牢ニ入申候。此入牢人最初凡六拾人程有之候處、右妻子供
迄入牢致シ候間相倍徒候事ト存候。

久須張ニ於テ、昨十一月廿一日三拾人入牢致シ候處、妻子兄弟迄入牢
候間、是又人数相倍シ候事ト存候。右四ヶ所ノ牢内甚狭ニ候テ立居モ成
兼、疊一疊ニ付十七人位ニ相當リ申候。尤牢内ニテ飢寒ニ及ヒ難澁致シ

候者莫大ニ御座候。右入牢人共不殘苛責致シ候哉ニハ無之候得共、受苛
責ヲ候者ハ石責水責三事責ヲ受申候。或一婦人ヲ裸體ニテ晒シ牢屋同心、
或ハ往來ノ者見物イタシ候。右ノ責方一命終リ候事ヲ懸念致シ左程酷烈
ニハ致シ不申、併苛責受ケ候者ノ内ニテ兩人致破牢候ヲ、或家ニテ舍藏
致置候テ類ニ療養相加ヘ候ヘトモ、只今迄三事ノ責ニテ受ケ候疵、昨十
二月初旬ニ至リ今以平癒不致候。此兩人ノ内壹人ハ左脚酷敷疵ニテ全快
モ無覺束體ニ相見申候。壹人ハ右脚同斷かんくちから島、或ハ大ノ浦ニ
於テ右宗徒ノ者共下ノ關ヨリ代官罷歸リ候テ村預ケニ成申候。

④流刑の島

江戸時代の刑罰で遠島の刑は死罪に次ぐ刑罰であったが、五島は八丈島などとともに幕府公認の配流地であった。従って多くの罪人が長崎から、あるいは京、大阪からも送られてきた。五島藩においても同様に遠島の刑があり、嵯峨島や久賀島に多く流されている。

久賀島への数多い流刑者の中で最もよく知られるのが元禄5年(1692)に五島に流されてきた高野山行人僧で、125人の一部が久賀島へも流されている。

元禄14年(1701)には、長崎でおこった深堀騒動で五島へ流罪となった深堀義士9人のうち1名が久賀島へ配流されている。

⑤久賀島人附帳

旧代官家に伝わるこの人附帳は、安永4年(1775)に作成されたもので、久賀島の戸数を記録したものでは最も古い。その中から当時の久賀島の諸役人、戸数、人口について述べる。

諸役人

奈留島・久賀島兼帯代官	荒木倫左右衛門(奈留島在)
久賀・田ノ浦掛代官	山口太郎右衛門(久賀村)
下代・船見・口銭役	江頭権右衛門(久賀村)
船見・山掛役	山口紋左衛門、山口新之丞(田ノ浦)
山掛・牧司役(足軽)	江頭権助(久賀村)
庄屋	江頭久太夫(久賀)
戸主役	久四郎(田ノ浦)
小頭役 町人	忠次郎(久賀)
同	甚之助(大平木村)
同 足軽	江頭利三八(猪之木村)
同 鍛冶	喜右衛門(市小木村)
同 地百姓	与四兵衛(蕨村)

島民の構成

家	九十一軒	人	四五六人					
郷侍	七軒	四六人	寺	二軒	二人	社人	三軒	十二人
足軽	五軒	二五人	町人	九軒	四六人	職人	三軒	十三人
地百姓	四六軒	二二六人	浜百姓	六軒	三三人			
窯百姓	八軒	四二人	寺百姓	二軒	十一人			

地百姓の内訳

久賀村	九軒	大平木村	九軒	猪之木村	十一軒
市小木村	六軒	蕨村	十一軒		

⑥久賀薪と椿

五島には江戸時代初期から瀬戸内海沿岸地方から用材や塩田に使用する薪を求めて船が往来しており、島でも重要な換金物であるため盛んに刈りだしていた。そのため五島の山々は地肌を現すようになってしまったという。

中でも久賀島産の薪は良質で評判が良く「久賀薪」と呼ばれ、本土部以外にも五島領内に多く売り出していた。

五島全域にはヤブツバキの自生が多く、ツバキ実の採種と防風林を兼ね植樹もされてきた。特に久賀島は古くより椿の島といわれるほどで、その中心地であった。

ツバキ実からは油を搾り取り、それが食用油、整髪油、化粧油などとして利用された。五島各地には精油所もあり、その品質も高く評価され、かつて全国一の生産を誇った五島の特産品であった。しかし時代の社会環境の変化により安い人口油脂の輸入によってツバキ油の需要も激減していった。

久賀島では、長浜や亀河原にはツバキ原生林が見られ、それぞれの集落共有林（郷有林）個人所有林にも多くのヤブツバキの自生が見られ、以前はツバキ実を取っても木を折ったり伐採したりすることはタブーとされ、村制時代には椿樹保護条例を制定し、保護してきた。

ツバキ油の生産は島の基幹産業の一つであるとされ「ツバキー一升、米一升」という言葉も残っている。

⑦集落の概要

A. 久賀

久賀が島の行政の中心になったのは宝暦年間（1751～63）、代官所が田ノ浦から移されてからである。

当時の久賀は郷士に取り立てられた家も出たように、生産や経済力が向上し、それにつれて戸数、人口も島内で最も多い地区となっており、支配に便利な島の中央に位置するという地理的条件も合わせて代官所の移転がなされたと思われる。

往時は、田ノ浦とともにオゴ（海藻）、薪、炭等の集散、積み出し地でもあった。

B. 田ノ浦

遣唐使船の寄港地として知られ、天文年間に明人によって描かれた五島の地図に「達奴鳥喇」の地名で出ていることから明との貿易船やそれ以前の倭寇の船も寄港したと思われる地で、島内では最も早くから開けたところである。

江戸時代において、住民は浜百姓が主で、藩の指定した「五カ所漁場」の一つであり、城中の台所に用いる魚の納入を担当させられたという。久賀島に最初に代官所が置かれたのは田ノ浦であり、後に久賀に移されるまで藩政の島の中核地であった。

田ノ浦に深く入り込む田ノ浦湾は、福江との往来に港として利用されてきたばかりではなく、有数のキビナゴの好漁場でもあった。大正末期までは大潮時毎晩のように網入れしたといわれ、昭和に入ってから月に三回ほどの漁を行い、漁獲高は少ない時でも千杯から三千

杯（一杯は一斗枴またはトロ箱一杯の意味）、大漁時には一万杯も獲れ、処理できずに畑に蒔いて肥料にすることも度々であったという。当時、東西の納屋には 15,6 人の漁民が常勤し、網入れの時には他地区から 50 人ほどを雇い入れ、集落の全女性も曳子となって働いた。

曳き上げられたキビナゴは煮干しに加工され、各方面へ出荷し、後に鮮魚による販路も拡大し、集落は活況を呈していたという。

キビナゴ漁の沿革は天保年間より浜百姓の網としてキビナゴ網の記録があり、後に地曳き網漁法が伝わり漁獲高は飛躍的に増加した。以来 15 名の漁業権者で操業されてきたが、戦後の漁業権開放で漁業協同組合に移管され、昭和 40 年代中頃まで好漁が続いたが、次第に衰微していき、ついに漁場を閉じてしまった。

C. 蕨

久賀島では久賀に次いで大きな集落である。海に沈んだ高麗島から逃れてきた人々が住み着いたといわれるが、各地から移住者が増えてきたことにより形成されていった集落といえよう。生業的には半農半漁の集落である。

蕨の東沖合に浮かぶ蕨小島は、周囲 1.4km 程の小島で、日本で一番小さな有人離島で有名である。

D. 猪之木

平家の落人伝説が残る集落である。早くから人が住み着いたことは、島内唯一の村社であった折紙神社が猪之木郷内に創建されていたことから窺い知れる。

藩政時代は肥喜里村と呼び、村に猪や樹木が多いことから猪之木村に改名したというが年月は不明。記録では享保年間には猪之木の名前が出てくる。

富江旗本領が分知されてから郷内の稜線から西側は富江領とされた。

E. 市小木

中世末、五島におけるキリスト教布教後は島内でもキリシタンが多い地であったが、その後の弾圧でキリシタンは根絶したといわれている。その後の移住者によって開拓され、薪炭や農産物の生産があり、さらに藩命によって福江島から郷士を移住させ土地開拓の指導にあてたという。延宝 3 年（1675）の農民数が島内中最も多かったはそのためであろう。

F. 深浦

藩政時代、久賀島には深浦だけに窯百姓がおり、塩づくり、炭焼きに従事していた。また海藻の採取も行い、藩の記録にも深浦からオゴを買い上げたことが残っている。

G. 大開

島内他地域（主に久賀）の二男、三男が移住して広く開墾したので、それがこの地名の由来といわれる集落で、その後も多くの移住者が加わって耕地が広がり、久賀一の耕作地を作り上げた。

藩政時代には地区南手の山麓に藩の牧場が置かれていたという。

H. 細石流（ざざれ）

久賀から 8.5km ほど隔てた北西端の集落で、ここより少し離れた野首とともに大敷網場

で知られ、マグロ、ブリ、カツオ、イカなどの漁獲が多かった。

天保5年(1834)の記録で、細石流の鮪網代は経営するのに魚見二人、炊事員一人、曳子乗船十二人、納屋人二十人の計三五人が従事する中規模クラスの大敷網であった。

G. 内上平(うちかみひら)

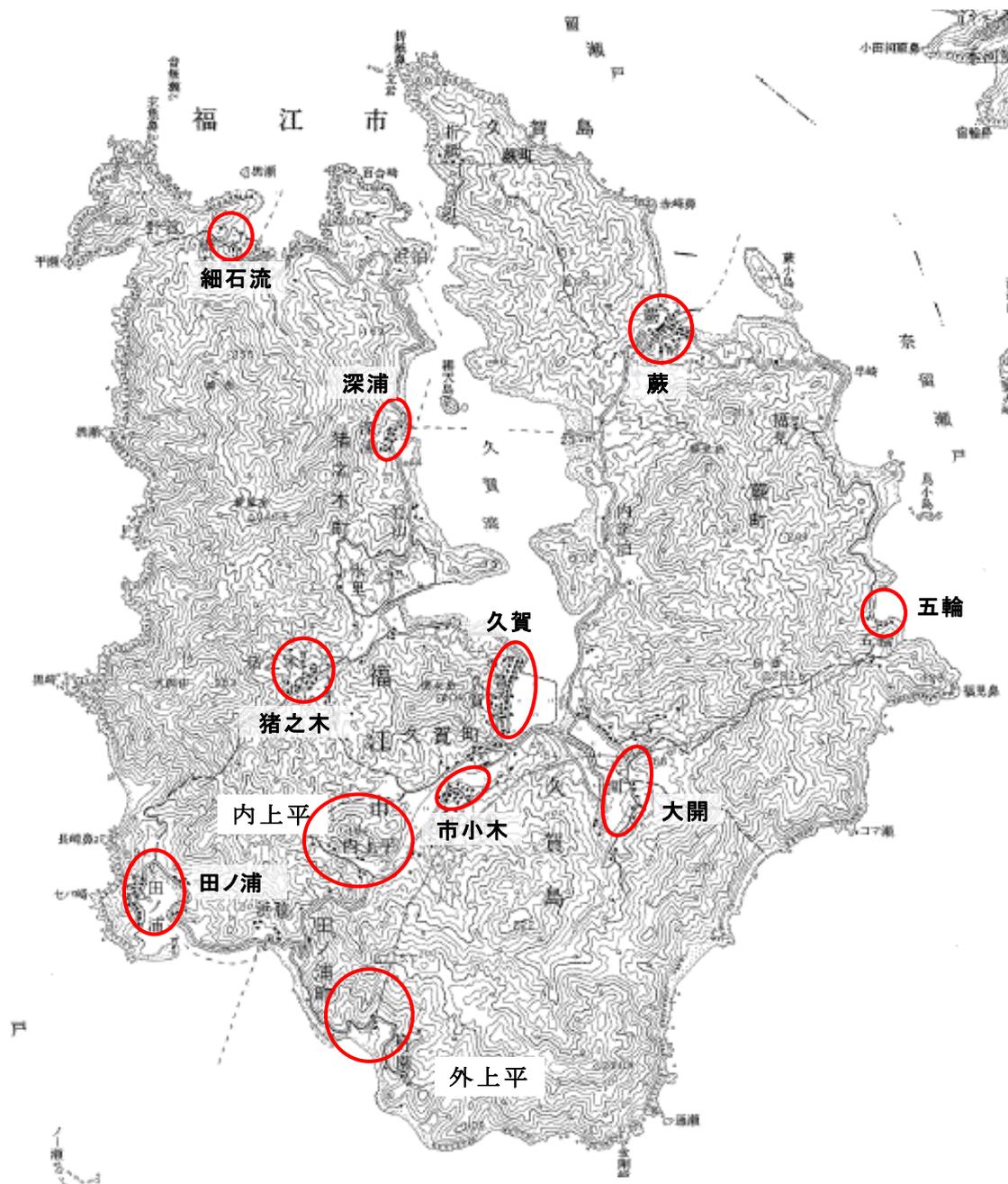
内上平地区は、もともと尾根向こうの外上平とあわせ「上ノ平」という同じ集落であったが、自治会(町内会)を組織するにあたり、尾根を境にして、島内部の集落を内上平、外海に面した集落を外上平とした。

久賀湾に流れ込む市小木川の流れてによって形成された谷間に沿って集落が築かれているが、集落構造としてのまとまりはなく、各住居は点在しているのが特徴であり、このような集落構造は18世紀末に外海地方から移住してきたキリシタンによって築かれた各集落とも似通っている。

H. 外上平(そとかみひら)

外上平地区は、もともと尾根向こうの内上平とあわせ「上ノ平」という同じ集落であったが、自治会(町内会)を組織するにあたり、尾根を境にして、島内部の集落を内上平、外海に面した集落を外上平とした。

久賀島南部に位置し、田ノ浦瀬戸に面している。背後の急峻な山腹から海岸まで棚田景観が続いており、この集落の景観を特徴付けている。



久賀島の主要集落分布図

第3節 文化財

五島市管内には、平成22年現在、85件の指定文化財が所在する。指定区分の内訳を見ると、国指定9件、県指定34件、市指定39件、国選択3件となっている。

種別の内訳は、有形文化財16件（建造物7件、美術工芸品9件）、無形民俗文化財11件、記念物55件（史跡23件、名勝1件、天然記念物31件）となっている。

指定文化財に見る特色としては、キリスト教文化を象徴する教会堂が3棟指定されている。いずれも明治初期～大正期に建てられた教会堂で、建築当時の姿を良好にとどめている。また、五島列島が属する気候帯は温暖湿潤気候地域であるが、亜熱帯植物の自生北限地となっており、指定文化財の中にもヘゴ、リュウビンタイなど亜熱帯性植物の自生北限地帯として指定され、保護が図られているのも五島の地理・自然的特色を良く表すものといえよう。

【代表的な文化財】



堂崎教会：明治初期、五島布教の拠点であった。



六角井戸：倭寇時代の遺構



五島藩主の居城石田城内にある庭園



往時の姿を今なおとどめる武家屋敷通り

指定文化財一覧表

五島市

国 9件 県 34件 市 39件 国選択 3件 計 85件

旧福江市地区

指定区分	名 称	種 別	指定(認定)年月日	所 在 地	所有者(管理者)
国	銅造如来立像	有形文化財	昭56. 6. 9	吉田町1905番地	明星院
国	旧五輪教会堂	有形文化財	平11. 5. 13	蕨町993番地11	五島市
国	下崎山町の ヘトマト行	無形民俗文化財	昭62. 2. 12	下崎山町	下崎山町内会 (ヘトマト保存会)
国	石田城五島氏庭園	名 勝	平 3. 11. 16	池田町1番7号	五島典昭
国	ヘゴ自生北限地帯	天然記念物	大15. 10. 27	増田町二里木場	大櫛伝一外 国
国	男女群島	天然記念物	昭44. 8. 18	浜町1255番地外	
県	堂崎教会	有形文化財	昭49. 4. 9	奥浦町(堂崎)	長崎カトリック大司教区
県	浦頭教会聖教木版画	有形文化財	昭52. 1. 11	平蔵町2716番地	浦頭カトリック教会
県	明星院の 木造阿弥陀如来立像	有形文化財	昭52. 7. 29	吉田町1905番地	明星院
県	明星院本堂	有形文化財	昭61. 8. 29	吉田町1905番地	明星院
県	チャッコ	無形民俗文化財	昭29. 4. 13	上大津町、下大津町	上大津、下大津青年団
県	六角井	史 跡	昭29. 12. 21	江川町5番地12	五島市
県	石田城跡	史 跡	昭41. 9. 30	池田町1番1号	五島典昭
県	白浜貝塚	史 跡	昭56. 3. 27	向町2443番地1	五島市
県	五島檜の浦のアカウ	天然記念物	昭27. 5. 13	平蔵町1570番地	五島市
県	鬼岳火山涙産地	天然記念物	昭29. 12. 21	上大津町2539番地	五島市
県	黄島溶岩トンネル	天然記念物	昭39. 10. 16	黄島町1209番地	黄島町内会
県	福江の大ツバキ	天然記念物	昭42. 2. 20	野々切町(大窄)1729	五島市
県	福江椎木山の連痕	天然記念物	昭42. 9. 8	平蔵町(椎木山)1297	白浜弥吉外
県	久賀島のツバキ原始林	天然記念物	昭47. 5. 26	田ノ浦町(長浜)	五島市
市	天満神社宝物	有形文化財	昭43. 4. 1	下大津町716番地1	天満神社
市	武家屋敷松園邸	有形文化財	平 4. 6. 24	武家屋敷2丁目2番7号	松園新子
市	五社神社の筥崎鳥居	有形文化財	平11. 1. 21	上大津町五社神社	五社神社
市	白浜徴氏筆犬の絵	有形文化財	平11. 1. 21	五島観光歴史資料館	福江小学校
市	佐藤一斎の手紙	有形文化財	平11. 1. 21	五島観光歴史資料館	五島市教育委員会
市	坂部貞兵衛の手紙	有形文化財	平16. 2. 20	五島観光歴史資料館	五島市教育委員会
市	戸岐神社例祭	無形民俗文化財	昭63. 7. 21	戸岐町	戸岐町内会
市	吉田の綱引	無形民俗文化財	昭63. 7. 21	吉田町	吉田町内会
市	椛島神社例祭	無形民俗文化財	昭63. 7. 21	本窯町	本窯郷
市	明 人 堂	史 跡	昭43. 4. 1	福江町1032番地2	五島市
市	五島家墓地	史 跡	昭58. 10. 1	三尾野町1307番地 木場町216番地	五島典昭
市	嘯 月 園	史 跡	昭58. 10. 1	吉久木町660番地1	五島典昭
市	常 灯 鼻	史 跡	昭58. 10. 1	福江町大波止	五島市
市	福江武家屋敷跡	史 跡	平 4. 6. 24	武家屋敷2丁目1番20号	五島市
市	育英館記碑	史 跡	平11. 1. 21	福江小学校玄関前	福江小学校
市	坂部貞兵衛の墓	史 跡	平11. 1. 21	福江町宗念寺墓地	貞方典
市	クワズイモ	天然記念物	昭43. 4. 1	下大津町630番地(八幡神社)	八幡神社
市	タヌキアヤマ	天然記念物	昭43. 4. 1	高田町翁頭池一帯	五島市
国選択	五島神楽	無形民俗文化財	平14. 2. 12	八幡、住吉、五社、天満神社	福江五島神楽会 保存協

旧富江町地区

指定区分	名 称	種 別	指定(認定)年月日	所 在 地	所有者(管理者)
県	富江町・山崎の石塁	史 跡	昭45. 1. 16	富江町岳	山 本 義 夫
県	富江溶岩トンネル「井坑」	天 然 記 念 物	昭32. 3. 8	富江町岳	五 島 市
市	富江五島家古文書	有 形 文 化 財	平22. 3. 26	富江町	五 島 市
市	狩立オネオンデ踊	無形民俗文化財	昭50. 8. 18	富江町狩立	狩立オネオンデ保存会
市	山下オネオンデ踊	無形民俗文化財	昭50. 8. 18	富江町山下	山下オネオンデ保存会
市	小島コバコ(ナギナタ)踊	無形民俗文化財	昭50. 8. 18	富江町富江	小島コバコ踊保存会
市	富江藩主の墓	史 跡	昭50. 8. 18	松尾郷(瑞雲寺)	五 島 カ ズ エ
市	宮 下 貝 塚	史 跡	平 2. 10. 29	富江町富江	個 人
市	黒瀬鯨鯢の碑	史 跡	平 2. 10. 29	富江町黒瀬	五 島 市
市	富江小学校アコウの木	天 然 記 念 物	平 2. 10. 29	富江町富江(富江小学校)	五 島 市
国選択	五 島 神 楽	無形民俗文化財	平14. 2. 12	富江神社、七岳神社	富江神楽保存会

旧玉之浦町地区

指定区分	名 称	種 別	指定(認定)年月日	所 在 地	所有者(管理者)
国	ヘゴ自生北限地帯	天 然 記 念 物	大15. 10. 27	玉之浦町荒川字矢ノ口	五 島 市
県	大宝寺の梵鐘(一口)	有 形 文 化 財	昭39. 3. 16	玉之浦町大宝631(大宝寺)	大 宝 寺
県	下五島大宝の砂打ち	無形民俗文化財	昭57. 1. 25	玉之浦町大宝	大 宝 郷 会
県	五島玉之浦のアコウ	天 然 記 念 物	昭27. 5. 13	玉之浦町玉之浦	五 島 市
県	丹奈のヘゴ、リュウビンタイ混交群落	天 然 記 念 物	昭29. 4. 13	玉之浦町丹奈	五 島 市
県	荒川のハマジンチョウ	天 然 記 念 物	昭29. 12. 21	玉之浦町荒川字矢ノ口	五 島 市
県	七岳のリュウビンタイ群落	天 然 記 念 物	昭29. 12. 21	玉之浦町荒川字七岳	五 島 市
県	頓泊のカラタチ群落	天 然 記 念 物	昭29. 12. 21	玉之浦町丹奈字頓泊	五 島 市
県	島山島のヘゴ自生地	天 然 記 念 物	昭45. 1. 16	玉之浦町玉之浦浅切	玉 之 浦 郷
県	白鳥神社社叢	天 然 記 念 物	昭52. 1. 11	玉之浦町玉之浦1630(白鳥神社)	白 鳥 神 社
市	大宝寺奥の院五重の層塔	史 跡	平22. 3. 26	玉之浦町大宝631(大宝寺)	大 宝 寺
市	大瀬崎粗粒玄武岩の平行岩脈群	天 然 記 念 物	平 2. 2. 19	玉之浦町玉之浦	五 島 市
国選択	五 島 神 楽	無形民俗文化財	平14. 2. 12	白鳥神社	玉之浦神楽保存会
国選択	下五島大宝の砂打ち	無形民俗文化財	昭54. 12. 7	玉之浦町大宝	大 宝 郷 会

旧三井楽町地区

指定区分	名 称	種 別	指定(認定)年月日	所 在 地	所有者(管理者)
県	オ ー モ ン デ ー	無形民俗文化財	昭35. 3. 22	三井楽町嵯峨島	オーモンデー保存会
県	貝津の獅子こま舞	無形民俗文化財	昭47. 8. 15	三井楽町貝津	貝津獅子こま舞保存会
県	漣 痕	天 然 記 念 物	昭34. 1. 9	三井楽町浜の畔字横浜	五 島 市
県	嵯峨島火山海食崖	天 然 記 念 物	昭34. 5. 19	三井楽町嵯峨島	五 島 市
市	嶽家牢屋敷跡	史 跡	昭50. 2. 26	三井楽町岳	五 島 市
市	カ グ ラ サ ン	史 跡	平22. 3. 26	三井楽町柏	五 島 市
国選択	オ ー モ ン デ ー	無形民俗文化財	昭46. 11. 11	三井楽町嵯峨島	オーモンデー保存会

旧岐宿町地区

指定区分	名 称	種 別	指定(認定)年月日	所 在 地	所有者(管理者)
県	寄 神 貝 塚	史 跡	昭37. 11. 8	岐宿町岐宿寄神ほか	五 島 市
県	岐宿町タヌキアヤマ群落	天 然 記 念 物	昭27. 5. 13	岐宿町松山桑木場465	桑 木 場 部 落
県	巖 立 神 社 社 叢	天 然 記 念 物	昭45. 6. 9	岐宿町岐宿字スゴモ(巖立神社)	五 島 市
市	宇久五島家八代覚公墓	史 跡	昭55. 4. 5	岐宿町岐宿(金福寺)	五 島 英 子
市	城 嶽 山 城 址	史 跡	昭55. 4. 5	岐宿町岐宿(城嶽)	五 島 市
市	と も づ な 石	史 跡	昭55. 4. 5	岐宿町川原(白石)	白 石 町 内 会
市	楠 原 牢 屋 跡	史 跡	昭55. 4. 5	岐宿町楠原(東楠原)	五 島 市
市	本 宮 寺 六 地 蔵	史 跡	昭55. 4. 5	岐宿町岐宿(宮町)	五 島 市
国選択	五 島 神 楽	無形民俗文化財	平14. 2. 12	巖立神社	岐宿神楽保存会

旧奈留町地区

指定区分	名 称	種 別	指定(認定)年月日	所 在 地	所有者(管理者)
国	江 上 天 主 堂	有 形 文 化 財	平20. 6. 9	奈留町大串1131	長崎カトリック大司教区
国	奈留島権現山樹叢	天 然 記 念 物	昭33. 3. 11	奈留町浦1897,1899、泊字松ヶ崎	五 島 市
県	船 廻 神 社 社 叢	天 然 記 念 物	昭31. 4. 6	奈留町船廻939,940	五 島 市
県	奈留島皺の浦のハマジンチョウ群落	天 然 記 念 物	平元. 9. 29	奈留町大串字池塚503-1	五 島 市
市	遠見番山烽火台跡	史 跡	平 3. 6. 19	奈留町船廻801	五 島 市
市	水 晶 岳 の 双 晶	天 然 記 念 物	平 3. 6. 19	奈留町泊1023,1024,1042	五 島 市
市	池 塚 の ビ ー チ ロ ッ ク	天 然 記 念 物	平 3. 6. 19	奈留町大串字池塚503-1	五 島 市
市	宿輪の淡水貝化石含有層	天 然 記 念 物	平 7. 4. 12	奈留町浦1134-1,3	五 島 市